

杉並区自動体外式除細動器等貸出要領

4 杉並第 27385 号
令和 4 年 8 月 19 日

改正 令和 5 年 5 月 24 日杉並第 15105 号

(目的)

第 1 条 この要領は、杉並区（以下「区」という。）が所有する救急救命処置に必要な自動体外式除細動器（以下「AED」という。）及び救命技能習得に必要な訓練用自動体外式除細動器等（以下「訓練用 AED 等」という。）を、地域における初期救急対応力向上のために貸し出すことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出機器)

第 2 条 貸出しの対象とする機器は、次のとおりとする。

- (1) AED 1 式
- (2) 訓練用 AED 1 式
- (3) 訓練用人形（成人（半身）、小児（半身）、乳児） 各 1 式
- (4) その他救急救命処置に関する機材等

(貸出しの対象とする者及び行事等)

第 3 条 AED 及び訓練用 AED 等は、営利を目的としない次に掲げる行事等を主催する団体又は個人（以下「団体等」という。）に貸し出すものとする。

- (1) 区民が参加し、又は主催するスポーツ競技、イベント、講習会等の行事
- (2) その他区長が適当と認める行事等

(貸出しの条件)

第 4 条 AED の貸出しを受けようとする団体等は、前条の行事の開催期間中において、医師又は消防署その他の講習機関が実施する救命講習を修了するなど、基本的な心肺蘇生処置の知識を有する者を会場に配置するものとする。

2 訓練用 AED 等の貸出しを受けようとする団体等は、前条の行事の開催期間中において、医師又は消防署その他の講習機関が実施する応急手当普及員講習を修了するなど、普通救命講習の指導に従事できる知識及び技術を有する者を会場に配置するものとする。

(貸出しの期間)

第 5 条 AED 及び訓練用 AED 等の貸出期間は、貸出しを受けた日から 7 日以内とする。ただし、杉並保健所健康推進課長（以下「健康推進課長」という。）が特別な理由があると認めるときは、その期間を延長することができる。

(費用の負担)

第 6 条 AED 及び訓練用 AED 等の貸出しは、無料とする。ただし、貸出期間中における AED 及び訓練用 AED 等の運搬及び維持管理等に要する経費は、貸出しを受けた団体等の負担とする。

(貸出しの手続)

第 7 条 AED 及び訓練用 AED 等の貸出しを行う際の手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 貸出しを希望する団体等の担当者は、貸出しを受けようとする日の原則 2 週間前までに、杉並保健所健康推進課（以下「健康推進課」という。）へ電話等により申込みを行う。
- (2) 前号の申込みがあったときは、貸出状況及び貸出条件を確認し、貸出しが可能と認められるときは、その旨を申込者に伝える。
- (3) 前 2 号の規定により貸出しが可能と認められたときは、貸出しを希望する団体等の担当

者は、AED及び訓練用AED等貸出申請書（第1号様式）を健康推進課へ提出する。

2 AED及び訓練用AED等を返却する際の手続は、次に掲げるとおりとする。

(1) 貸出しを受けた団体等の担当者は、貸出期間の最終日までに健康推進課へAED又は訓練用AED等を持参し、AED及び訓練用AED等返却確認書（第2号様式。以下「返却確認書」という。）により点検及び確認を受けた後、返却する。

(2) 破損又は紛失等があったときは、返却確認書の所定の欄に破損等の経緯及び状況等を記載するものとする。

(貸出中の管理等)

第8条 AED及び訓練用AED等の貸出しを受けた団体等は、AED及び訓練用AED等を常に良好な状態で保管管理し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) AED及び訓練用AED等を、使用説明書に従って適切に使用すること。

(2) AED及び訓練用AED等を処分し、又は目的外に使用しないこと。

(3) AED及び訓練用AED等を転貸し、又は譲渡しないこと。

(4) AED及び訓練用AED等の貸出しを受けた団体等の責めに帰すべき理由により、AED及び訓練用AED等が故障若しくは破損し、又は紛失したときは、貸出しを受けた団体等の負担においてこれを補償し、又は修理するものとする。

(返還義務)

第9条 健康推進課長は、AED及び訓練用AED等の貸出しを受けた団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、AED及び訓練用AED等を返還させることができる。

(1) AED及び訓練用AED等を使用しなくなったとき。

(2) 申請内容又は貸出しの条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、健康推進課長が特に必要と認めたとき。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、AED及び訓練用AED等の貸出しに関し必要な事項は、健康推進課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

附 則（令和5年5月24日杉並第15105号）

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

様式 略